

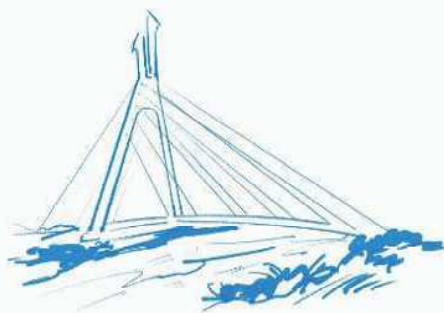
第4次越谷市 地域福祉計画



令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

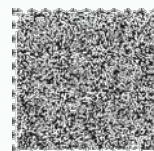
地域の新たな支え合い

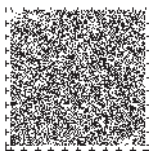
～いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷～



すべての市民が生涯にわたり、
すこやかに、いきいきと、人間らしく、
安心して暮らすことができる
福祉のまちを**ともに**実現する

右のマークは音声コード「Uni-Voice」です。
音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォンなどで読み取ると、
音声コードに収められた情報を音声で聴くことができます。
音声コードの付近には、位置を特定するための切り欠きがあります。





はじめに

本市では、平成20年3月に「越谷市地域福祉計画」を策定し、将来像に掲げた「地域の新たな支え合い～いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷～」の実現に向け、これまで地域福祉の推進に取り組んでまいりました。



近年、人口減少や少子高齢化、核家族化などの社会環境の変化により、地域や家族間のつながりの希薄化が進んでいます。その結果、ひきこもり状態の長期化等による8050問題や介護と育児を同時に担うダブルケア、さらには、ケアラー・ヤングケアラーなど、生活課題が複雑・複合化する事例が以前にも増して見受けられます。

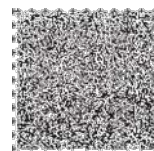
このような状況を踏まえ、第4次越谷市地域福祉計画（令和8～12年度）では、「地域における住民主体の課題解決力の強化」や「包括的な相談支援体制の構築」など地域共生社会の実現に向けた方向性を示すとともに、「行政による福祉サービスの充実」と「住民相互の助け合い・支え合い活動の促進」を両輪とした、地域の関係機関・団体、企業や大学等との協働による取り組みを推進するなど、関係者の役割分担や連携のあり方を示す計画としています。

本計画の推進にあたっては、地域福祉の主体である市民の皆様や各種団体、関係機関と行政が連携を密にし、協働していくことが大変重要となりますので、引き続き、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力いただきました越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の皆様をはじめ、各種調査やパブリックコメント等を通じ貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民・関係団体の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

越谷市長 福田 晃



越谷市福祉憲章（平成11年9月15日制定）

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政等が、しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

●ともに生きよう

かけがえのない あなたのいのち

明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを

（わたしたちは、一人ひとりが個性をもち、自立した、かけがえのない存在です。
たがいに認めあい、励ましあいながら、やさしいまちをつくります。）

●ともにつなげよう

あなたのちから わたしの経験

知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを

●ともにかけあおう

ほほえみと 思いやり

手を取りあって みんなで育てよう ふれあいのまちを

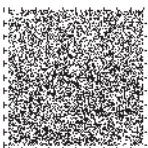
（わたしたちは、たくさんの人との支えあいや助けあいで、生きています。
あたたかいところと、思いやりをもって、ふれあいのまちをつくります。）

●ともに高めよう

すこやかな ころと体

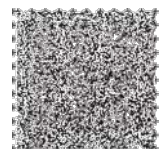
明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを

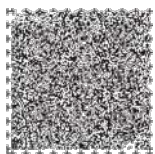
（わたしたちは、いつも幸せな日々を願っています。健康を守り、趣味をいかし、
生きがいをもって、こころ豊かに暮らせる、ふるさとのまちをつくります。）



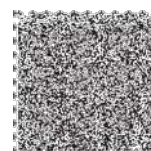
目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 地域福祉を取り巻く国の動向	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
第2章 現状と課題	7
1 統計でみる越谷市の状況	8
2 基礎調査結果からみえてきた課題	14
第3章 計画の方向性	21
1 地域福祉の推進に向けた視点	22
2 計画の目指す姿	23
3 基本目標	24
4 地域福祉の基本的な圏域	25
5 計画の体系	26
6 計画の達成目標	27
第4章 施策の展開	29
基本方針1-1「一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり」	30
基本方針1-2「みんなが役割やつながりをもてる地域づくり」	36
基本方針1-3「必要なときに助け合える連携・協働の環境づくり」	42
基本方針2-1「多様な生活課題への支援に向けた体制づくり」	46
基本方針2-2「社会的な孤独・孤立を防ぎ支援につなぐ仕組みづくり」	52
◆成年後見制度の普及と利用（第二期越谷市成年後見制度利用促進計画）	60
◆生活困窮者自立支援事業の推進（越谷市生活困窮者自立支援方策）	64
◆再犯防止に向けた活動の推進（第2次越谷市再犯防止推進計画）	68
◆重層的支援体制整備事業の推進（越谷市重層的支援体制整備事業実施計画）	72
基本方針3-1「福祉サービスのさらなる充実・向上に向けた環境づくり」	76
基本方針3-2「福祉のまちづくり」	82
※◆：地域福祉計画に内包する計画	
第5章 計画を推進するために	89
1 計画の進捗状況を図る指標について	90
2 計画の進行管理・評価	91
資料編	93
1 越谷市地域福祉計画 策定経過	94
2 計画策定体系	95
3 越谷市社会福祉審議会	96
4 越谷市地域福祉計画検討委員会	104
5 市民参加の取組	107
6 関係法令	111
7 用語集	118





第1章 計画の概要



1 計画策定の趣旨

本市では、平成20年に「越谷市地域福祉計画」を策定して以降、「越谷市福祉憲章」の理念のもと、市民と行政との協働による福祉のまちづくりを進めてきました。令和3年度には、「第3次越谷市地域福祉計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」を基本理念として、地域における様々な課題への対応を進めてきました。

現在、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進む中で、地域や家族のつながりが希薄化しています。一方で、虐待、貧困、8050問題、ヤングケアラー、ダブルケアといった複雑化・複合化した生活課題を抱える方も顕在化しています。

また、大規模災害や新型コロナウイルス感染症といった予測困難な社会的変化も、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。

こうした時代の変化の中、これまでの取り組みと市民ニーズの変化を踏まえた上で、本市が目指す地域福祉の姿と、多様な主体が連携・協働して取り組むべき方向性を示すものとして、新たに「第4次越谷市地域福祉計画」を策定しました。

コラム

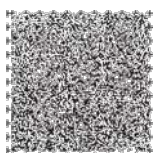
□ 地域福祉とは



毎日の暮らしの中で、私たち一人一人は様々な不安やストレスを抱えて暮らしていますが、身近な人とのつながりや支え合いにより、自分らしくいきいきと暮らすことができます。

この人と人との「つながり」「支え合う」ことが、地域福祉の考え方です。地域福祉では、一人ひとりがその人らしく日常生活を送れるよう、市、地域住民、事業者などあらゆる人、団体が協力して「生活しやすい地域社会づくり」を進める必要があります。

これまでは、「福祉は、一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、少子高齢化や核家族化などによりライフスタイルが多様化する中、誰もが支える立場や支えてもらう立場のどちらにもなり得る時代となっています。そして、互いに支え合いそれぞれの問題を解決するため、「つながり」「支え合い」の仕組みをつくるのが「地域福祉計画」です。



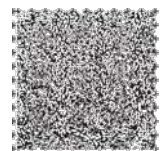
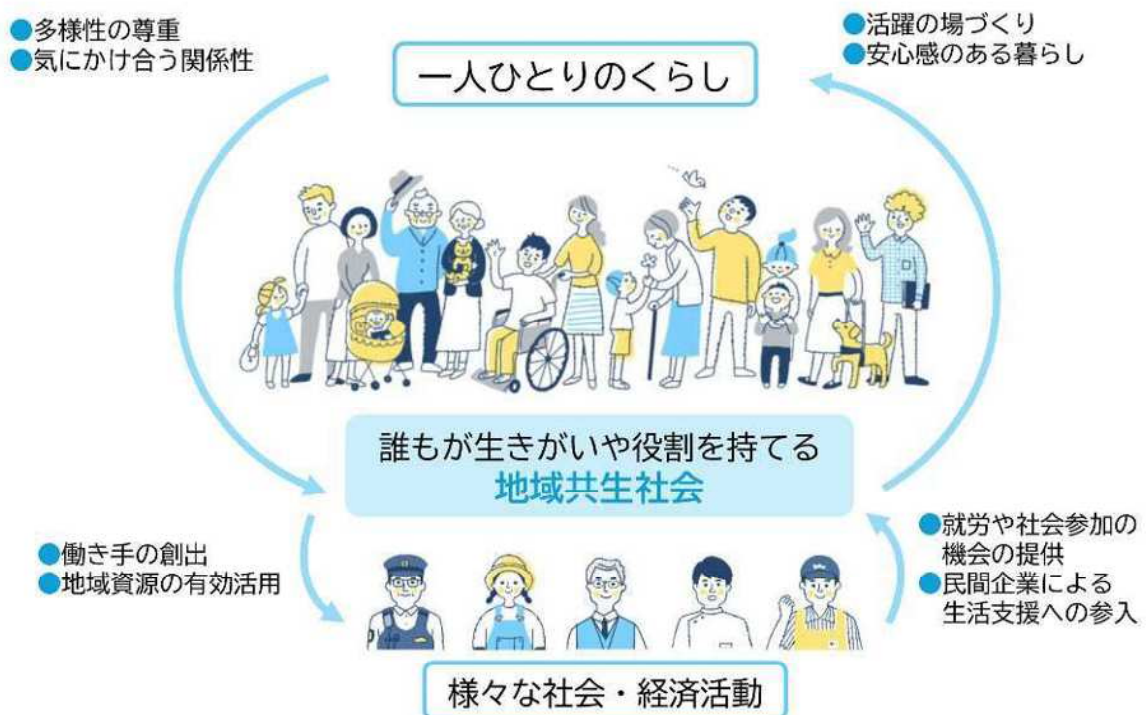
2 地域福祉を取り巻く国の動向

国は、複合的な生活課題の問題や、制度の狭間の問題を解決していくため、『地域共生社会』の実現を目指した新たな取り組みを進めています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のことです。

地域共生社会の実現に向けた具体的な事業として、令和3年度に既存の相談支援などの取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

また、令和5年度には、認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らせる社会を実現するための法律である「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したほか、地域で安心して自立した生活を送れるよう、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが規定された「孤独・孤立対策推進法」が成立、令和7年度には高次脳機能障害者が尊厳を保持しつつ他者と共生することが妨げられないことを基本理念とした「高次脳機能障害者支援法」が成立しました。

【地域共生社会 イメージ図】



3 計画の位置づけ

1) 関係法令による位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき市が策定する「市町村地域福祉計画」で、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として策定しています。

2) 他計画との関係性

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわゆる福祉分野の上位計画として位置づけられているものです。

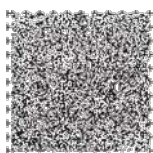
計画の策定にあたっては、社会福祉法改正などの国の動向や埼玉県地域福祉支援計画の内容を踏まえるとともに、計画の実効性を高めるため、市の最上位計画である総合振興計画のほか、福祉関連計画及び防犯、環境、教育などの各種分野別計画との整合を図っています。

また、「地域福祉の推進」という共通の目的を持つ、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携を図った計画として策定しています。

3) 内包する計画

地域福祉計画に位置づけることが効果的とされる、「成年後見制度利用促進計画」、「生活困窮者自立支援方策」、「再犯防止推進計画」、「重層的支援体制整備事業実施計画」を内包しています。

【計画の位置づけ イメージ図】



4 計画の期間

第4次計画の計画期間は、第5次総合振興計画・後期基本計画と合わせ、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、計画期間において、社会状況の変化や国、県の動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総合振興計画	基本構想	第5次									
	基本計画	前期					後期				
地域福祉計画		第3次					第4次				
主な福祉 関連計画	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期			第9期			第10期			第11期
	障がい者計画	第5次					第6次				
	障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期(障がい福祉) 第2期(障がい児福祉)			第7期(障がい福祉) 第3期(障がい児福祉)			第8期(障がい福祉) 第4期(障がい児福祉)			第9期 第5期(児)
	子ども・子育て 支援事業計画	R7〜こども計画 と一体的に策定		第2期			第1期 こども計画				第2期 こども計画

